

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年11月8日

会議結果報告書

1 日時及び場所

平成29年11月8日（水）午前10時30分～
（午前）本庁舎3階会議室301、（午後）保健福祉センター2階検診室3

2 出席者

市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、白井主事

3 件名

市民団体活動支援補助金の見直し案の決定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【活動発展型補助金の補助率について】

- ・活動発展型補助金の補助率はどのように考えているか。
→市民（団体）と行政の協働のまちづくりのために市民活動の裾野を広げる必要があり、自立していない団体の支援が求められている。団体の資金獲得方法の一つに企業などの助成金等があるが、獲得するためには、団体が運営力・企画力をつける必要があり、そのためには段階的に補助率を下げ、1年目80%、2年目を65%とし、3年目を50%としたい。
- ・活動発展型補助金の補助率の上限について、提案では1年目80%、2年目65%、3年目50%となっているが、団体の自立の促進を達成するのであれば、2年目は50%、3年目は50%又は50%以下にするべきではないか。
→事業収入が得られやすい事業や、会員が多数いる団体は、活動資金となる収入源を確保しやすいが、現状では困難な団体が多いため、65%の補助が必要であると考えます。
- ・収入が少ないから補助するのではなく、団体が収入を得られるように支援していくべきではないか。
→市の統一基準に沿って補助率50%にする必要はあると思うが、団体の実情に合わせた制度を考える必要もある。市内には収入を得る力が不足している団体が多いため、市民活動の裾野を広げるためには、補助率が2年目に65%でないと活動を継続して行うのが難しいと思われる。また、補助期間においても3回とし、3年間としたい。
- ・平成29年度の採択団体は事業収入を得ているのか。
→収入を得られる事業と得られない事業があるため、事業により異なる。
- ・補助期間が終了し、団体の収入がなくなった場合、どうするのか。また、3年間の補助ということは、4年目が0%になってしまうので、3年目の補助率の上限を低くして自立を促す方がよいのではないか。

→市民活動を応援する人から寄付をもらう制度を検討していく予定である。また、3年間の期間内で団体の運営など支援策を講じていき、民間の助成金など申請できる力をつけていきたい。

- ・この制度だけ他の補助金と差別化ができるのか。1年目80%、2年目50%、3年目20%とし、平均50%とするのがよいのではないか。

→団体の規模や事業内容により、団体によっては、活動を行えなくなってしまう恐れがある。

- ・この補助制度は、あくまでも団体への事業補助であり、団体の運営に関しては別である。事業補助である以上、団体は将来を見据えて、事業計画を練ってくるのではないか。1年目の補助率が高くなるのはやむを得ないが、最終的には自立して運営できるようにすべきである。

→提案では、4年目の補助はないので、4年目は0%になる。それまでに団体が自立できるように支援策を行っていく。

- ・市民に広く薄く支援してもらえそうな制度が必要ではないか。協働が前提であれば、補助率の上限が1年目80%であることは理解できる。しかし、2、3年目は50%とすべきである。

→3年間の補助期間のうちに、どのような団体からどのくらい申請があるのかを検証していき、併せて、団体の支援策も行っていく。

ただし、2、3年目が50%であると、申請が力のある団体に限られるのではないかと懸念はある。

【予算について】

- ・予算の議決前に募集をすることのだが、その旨を募集の中で記載するのか。付議書の「6 スケジュール」において、平成29年12月1日から団体の募集を行うこととなっているが、予算の議決の関係から、このスケジュールは適切か。

⇒今年度の団体の募集の際の募集要項に、「採択は平成29年度の当補助金の予算の議決が前提となります。」と記載している。今年度の募集の際には、表紙に記載するなど、目立つようにしたい。

募集を開始する日時については、団体の募集後に選考する期間が必要なことや、団体に年度初めに補助をするため、12月1日から行いたいと考えている。

- ・この制度だけを特例とすることはできない。最短で募集を開始できるのは予算（案）を議会に上程した後が望ましい。

- ・募集期間はどのくらい必要か。

→昨年の募集は、1ヶ月ちょっとという短い期間であり、団体からも期間が短いというような意見があった。

【結論】

- ・次の2点を修正の上、決定とする。

①補助率の上限については、1年目80%とし、2、3年目は団体の自立の促進を考え、市の統一基準である50%とすること。

②募集のスケジュールについては、今後、市民経済部長と担当課で相談して決定すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（市民経済部市民活動支援課）

1 件名

市民団体活動支援補助金の見直し案の決定について

2 目的

市民団体の自立の促進と公益活動の活性化を支援するため、市民団体活動支援補助金の補助制度を見直す。

3 効果

- ・市民団体の自立の促進と公益活動の活性化により、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会が実現できる。
- ・行政と協働事業を企画・運営できる団体が増え、市民（団体）と行政の協働のまちづくりが推進できる。

4 現状と課題

【現状】

市は少子高齢化の進行等により、地域課題が複雑・多様化する中、市民参加・協働・市民自治の視点から市民とともにまちづくりを推進していくこととしている。

平成 20 年度から市民団体活動支援補助金により、市民団体の公益活動を支援してきたが、これからのまちづくりにおいて公益活動の活性化が求められている。

平成 27 年度に市民活動推進委員会からの意見を受けて、平成 28 年度に見直し案を戦略会議に付議し、平成 29 年度の 1 年間の措置として見直しが了承され、平成 29 年度に改めて見直しを行うこととし、現在に至っている。

【課題】

「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づきつつ、これからのまちづくりの推進に向け、公益活動の特性にあわせた補助制度に見直しを行い、市民が主体となって組織的、継続的に行う公益活動を一層充実させていく必要がある。

5 対応

- 「活動促進型」・・・現行どおり継続とする
- 「活動発展型」・・・下記のとおり見直して継続する
補助回数⇒同一事業は 3 回まで
補助率 ⇒ 1 年目 80%、2 年目 65%、3 年目 50%

6 スケジュール

H29.12.1～H30.1.31	平成30年度市民団体活動支援補助金の団体募集
12.5	補助金の募集に関する説明会
H30.2～3	市民活動推進委員会にて採択団体の審査（公開プレゼン）、 採択団体決定
4	採択団体の対する補助金交付に関する説明会
5	補助金の交付決定
10	中間ヒアリング
H31.3	補助金の実績報告
5	補助金の交付確定
6	公開成果報告会

7 その他

8 関連情報

関係法令等	白井市市民団体活動支援補助金交付要綱、白井市補助金等交付規則
関係課	行政経営改革課
予算措置	事業費 一般会計 2款1項10目 1,280,000円 特定財源 円

市民団体活動支援補助金の見直し(案)の決定について

1. 市の政策課題から見た補助制度の必要性

白井市は、少子高齢化の急速な進行、コミュニティの希薄化等により、福祉、防災、防犯、環境、健康づくり、子育て、青少年の育成、コミュニティづくり等、地域の課題が複雑・多様化してきています。

一方、市は厳しい財政運営と限られた職員数から、市民の多様なニーズや課題に十分に対応しきれない状況にあり、第5次総合計画や行政経営指針において、市民参加・協働・市民自治の視点から、市民とともにまちづくりに取り組んでいくこととしています。

このようなことから、市民が様々な分野で地域を良くしていく公益活動に取り組み、活動を活性化させ、地域の課題解決の力を高めていくことがまちづくりの喫緊の課題となっています。

市では、平成19年度に市民団体活動支援補助金の制度を創設し、平成20年度より市民団体に公益活動の支援を行ってきましたが、これからのまちづくりの推進に向けて、市民が主体となって組織的かつ継続的に行う公益活動の支援をより一層充実させていく必要があります。

2. 補助制度見直しの背景

年度	内容
平成20年度から 平成26年度	<p>「補助金評価委員会」にて市民団体活動支援補助金の審査を実施</p> <p>同委員会より「補助金の応募団体が少ないことから、応募しやすい環境を整える必要があり、募集の趣旨や社会情勢を踏まえながら、応募方法や評価方法などに関し、新しい組織へ伝える場を設けることについて要望が出され、今後の取り組みの中で反映する」よう意見があった。(平成27年2月4日付け)</p>
平成27年度	<p>「市民活動推進委員会」にて市民団体活動支援補助金の審査を実施併せて市民団体活動支援補助金の見直しについて検討</p> <p><見直しの主な意見> 補助金仕組み…予算額・補助率の拡充、申請機会の充実 補助金の周知…PRの充実 わかりやすい申請書類…募集要項の見直し 採択団体の育成…採択後の団体へのはたらきかけ</p>
平成28年度	<p>市民活動支援課にて見直し(案)をまとめ、市民活動推進委員会にて説明</p> <p>見直し(案)を政策会議に付議(平成28年12月20日) 平成29年度に実施する全庁的な補助金見直しの際に同補助金の見直しを行うことと決定(平成29年度分のみ補助金を見直すことを了承)</p>

3. 補助制度の概要

市民団体活動補助金は、「市民団体の自立の促進と公益活動の活性化を支援すること」を目的とし、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指していきます。

(1) 補助対象となる事業

次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 申請できる対象団体が実施する、市内で行われる**公益活動**
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に実施される事業

公益活動とは…

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動

※単に自己の教養や趣味を深めることを目的とするものや、構成員相互の利益を目的としているもの、親睦のみの活動は除外します。

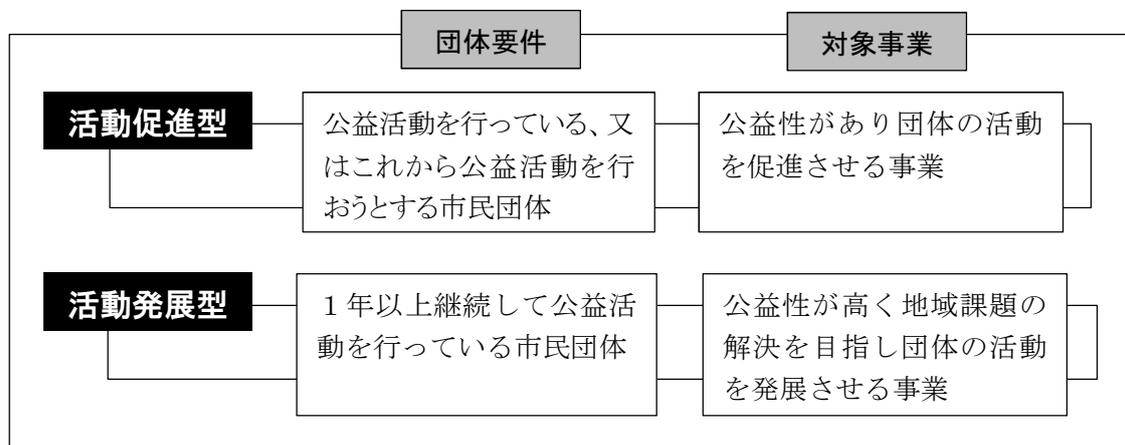
※国、県、市等から他に補助金等の財政的な支援を受けている、又は受ける予定の事業は対象外とします。

(2) 申請できる団体

公益活動を行っている、またはこれから行う団体で、申請時点において次のすべてを満たしている市民団体です。

- 白井市内に活動拠点をもち、主たる活動範囲が市内であること。
- 5人以上で構成し、その2分の1以上が市内在住、在勤、在学していること。
- 団体運営に関する定款、規約、会則のいずれかを有すること
- 事業計画を有し、適切な会計(決算)処理が行われていること。
- 宗教活動または政治・選挙活動を目的としていないこと。
- 暴力団または暴力団の構成員の統制下にある団体ではないこと。

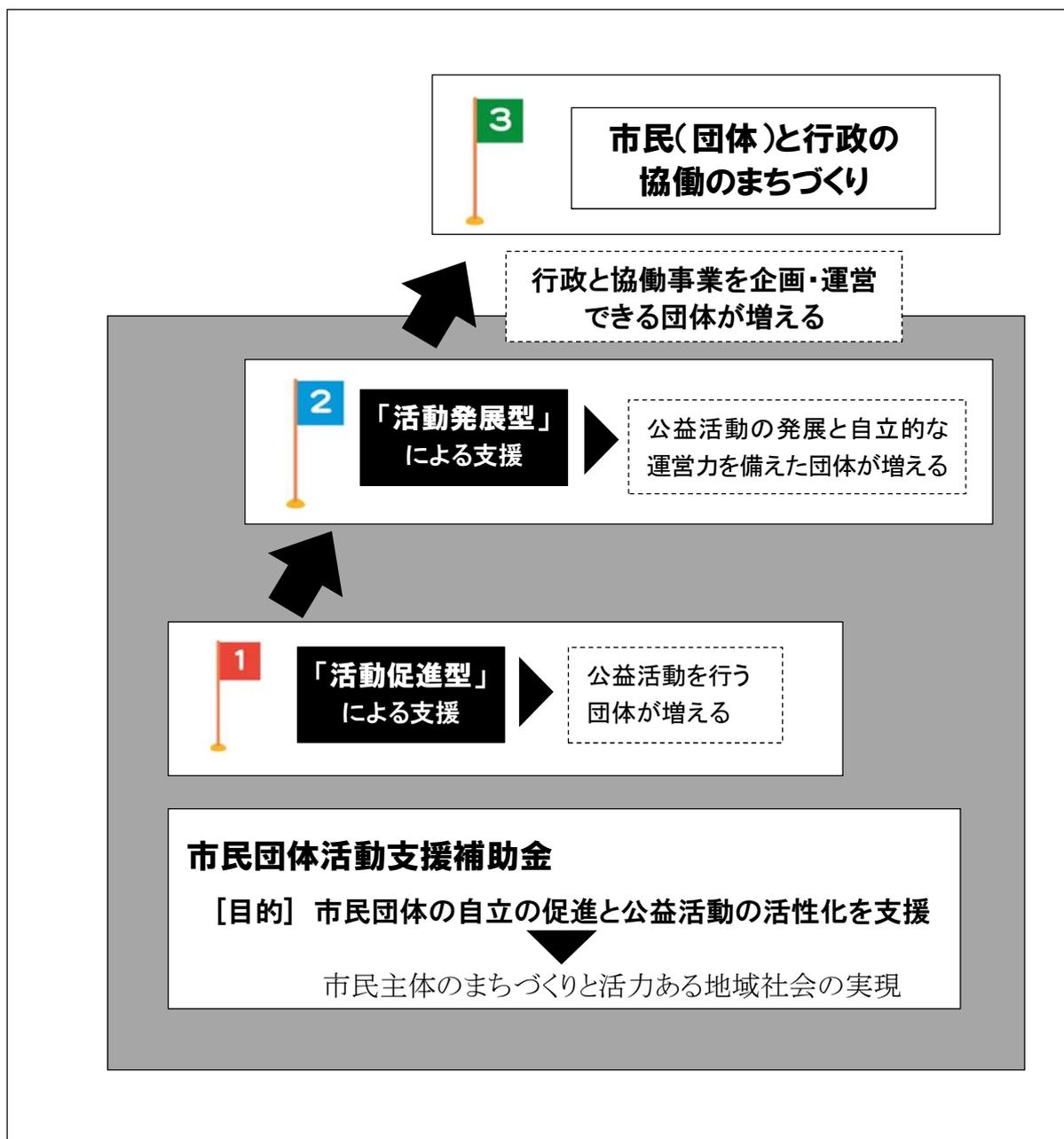
市民団体活動支援補助金は、「活動促進型」と「活動発展型」の2種類で構成され、団体要件や対象事業にあわせた支援を行います。



4. 「協働のまちづくり」を政策展望に掲げた補助制度

市民団体活動支援補助金は、長期的な政策展望として「市民(団体)と行政の協働のまちづくり」を掲げ、その土台をなす導入的な位置づけとします。

「活動促進型」補助金により様々な分野で公益活動を行う団体を増やし、さらに「活動発展型」補助金により、団体による公益活動の発展と自立的な運営力(※1)を備えた団体を増やすことにより、行政と協働事業を企画・運営できる団体が増え、市民(団体)と行政の協働のまちづくりの展開につなげていきます。



※1 団体の「自立的な運営力」の考え方

公益活動を発展させる事業を提案する「企画力」、実行する「組織力」、多くの市民に知らせる「情報発信力」、活動資金を調達する「資金調達力」等、団体の活動力を向上させることを意味します。

5. 市民団体による公益活動の特性にあわせた補助制度の見直しについて

市民団体による公益活動の特性

- 市民団体の主な資金源は、会費、寄付、事業収入、補助・助成、受託等に分類されるが、定まった収入は会費収入が中心である。 ●補助事業に要する費用相当の事業収入を得るためには、一定以上の団体の力が必要とされる。
- 活動テーマによっては、事業収入を得ることが難しい事業も多数みられる。 ●企業のように利益を追求できない活動である。

補助金名称	平成28年度までの制度		平成29年度(現行)の制度 平成30年度見直し(案)
	活動立上型		活動促進型
申請機会	毎年		毎年
団体要件	新たに公益活動団体を立ち上げる予定のグループ	公益団体を設立後3年未満の団体	公益活動を行っている、又はこれから公益活動を行おうとする市民団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 		公益性があり団体の活動を促進させる事業
補助期間	1年間		1年間
補助回数	3回を限度		1団体1回限り
補助率の上限	80%		90%
補助金額	5万円以内	10万円以内	7万円以内

「平成28年度まで」から「平成29年度(現行)」への制度見直し内容と理由

- 補助枠** 立ち上げ予定のグループに対する補助枠を廃止
 <理由> ・過去の申請件数が0件のため ・立ち上げ予定のグループは申請書類の作成が難しいため
- 団体要件** 「設立後3年未満」の制限を廃止
 <理由> ・公益活動を始める団体が限定されてしまうため
- 補助率及び補助金額**
 補助率⇒充実(「80%」から「90%」へ) 補助金額⇒引き下げ(「10万円以内」から「7万円以内」へ)
 <理由> ・公益活動を始める団体を増やすため
- 補助回数** 制限(「3回を限度」から「1団体1回限り」へ)
 <理由> ・団体の自助努力や活動発展を促すため

平成29年度(現行)の見直し結果

現行どおり継続

補助金名称	平成28年度までの制度		平成29年度(現行)の制度 平成30年度見直し(案)
	活動支援型		活動発展型
申請機会	3年に1回		毎年
団体要件	団体設立後満1年以上		1年以上継続して公益活動を行っている市民団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業 ・市と協働して実施することで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業 ・他の団体と協働して実施することで、効果が期待できる事業 ・その他公益活動の活性化につながる事業 		公益性が高く地域課題の解決を目指し団体の活動を発展させる事業
補助期間	3年間		1年間
補助回数	制限なし		現行:制限なし 見直し:同一事業は3回まで
補助率の上限	50%		現行 80% 見直し:1回目80%、2回目65%、3回目50%
補助金額	30万円以内		25万円以内

「平成28年度まで」から「平成29年度(現行)」への制度見直し内容と理由

- 申請機会** 充実「3年毎の申請」から「毎年申請」へ
 <理由> ・きれめなく申請できる機会をつくるため
- 補助期間** 「3年継続補助」から「1年補助」へ変更
 <理由> ・団体による3年間を見通した事業計画の立案や市民活動推進委員会による審査の両方ともに難しいため(過去2団体が途中辞退)
- 補助率及び補助金額**
 補助率 充実(「50%」から「80%」へ) 補助金額 引き下げ(「30万円以内」から「25万円以内」へ)
 <理由> ・公益活動を発展させる団体を増やすため

平成29年度(現行)の見直し結果

- 補助回数及び補助率**
 補助回数⇒制限(「制限なし」を「同一事業を3回まで」へ)
 補助率⇒段階的引き下げ(1回目の80%から2回目以降は段階的に15%ずつ引き下げへ)
 <理由> ・一定期間内で継続的な活動を支援し公益活動を活性化させるとともに、団体の自助努力を促すため

6. 補助交付団体を行う自立促進のための支援策

(1) 補助事業実施中…

- 1) 中間ヒアリングの実施によるアドバイス
- 2) 団体力育成講座の紹介・実施(県、近隣自治体、しろい市民まちづくりサポートセンター)
⇒事業企画力、団体運営力、情報発信力、資金獲得力など
- 3) 民間助成金の紹介(市民活動支援課・しろい市民まちづくりサポートセンター)
- 4) 団体力育成の相談(しろい市民まちづくりサポートセンター)

(2) 補助事業終了後

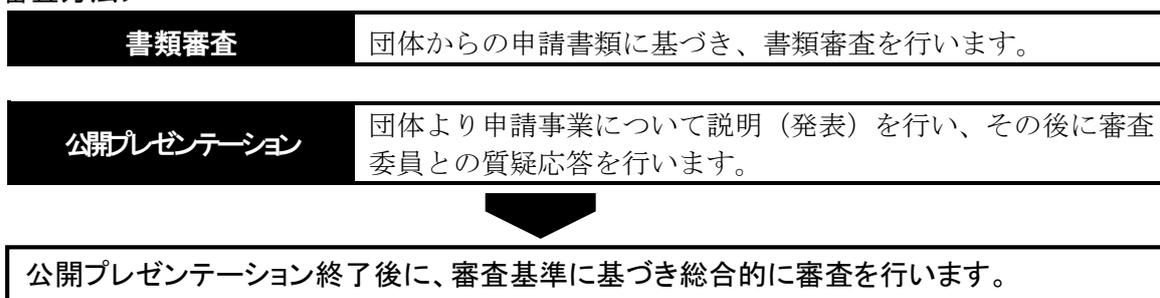
- 1) 団体による成果発表会
上記、2)から4)を継続

7. 補助金審査の概要

白井市市民活動推進委員会が審査を実施(平成29年度対象)

<構成メンバー> 学識経験を有する人(1人)、公共的団体などの代表者(8人)、公募市民(2人)

<審査方法>



審査は申請書類と公開プレゼンテーションの内容を総合的に下記の審査項目と採点区分により点数化して行います。活動促進型と活動発展型は、審査項目と配点が異なります。

(1) 審査項目と配点

審査項目	審査ポイント	活動促進型		活動発展型	
		審査	配点	審査	配点
必要性	白井市の社会状況を踏まえ、市民ニーズや地域課題を捉えたものであるか。	○	5	○	5
公益性	事業が多くの市民や広範囲な地域に利益として還元されるか。	○	10	○	10
実現性	事業が着実に実施できる方法、予算、スケジュール、体制として事業計画が立案されているか。	○	5	○	5
自立性	補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めているか。	○	5	○	5
自発性	事業に取り組もうとする姿勢に熱意や意気込み等の自発性が感じられるか。	○	5	○	5
事業効果	事業実施により地域の課題解決に効果が見込めるか。	×	—	○	10
合計点数		5項目	30	6項目	40

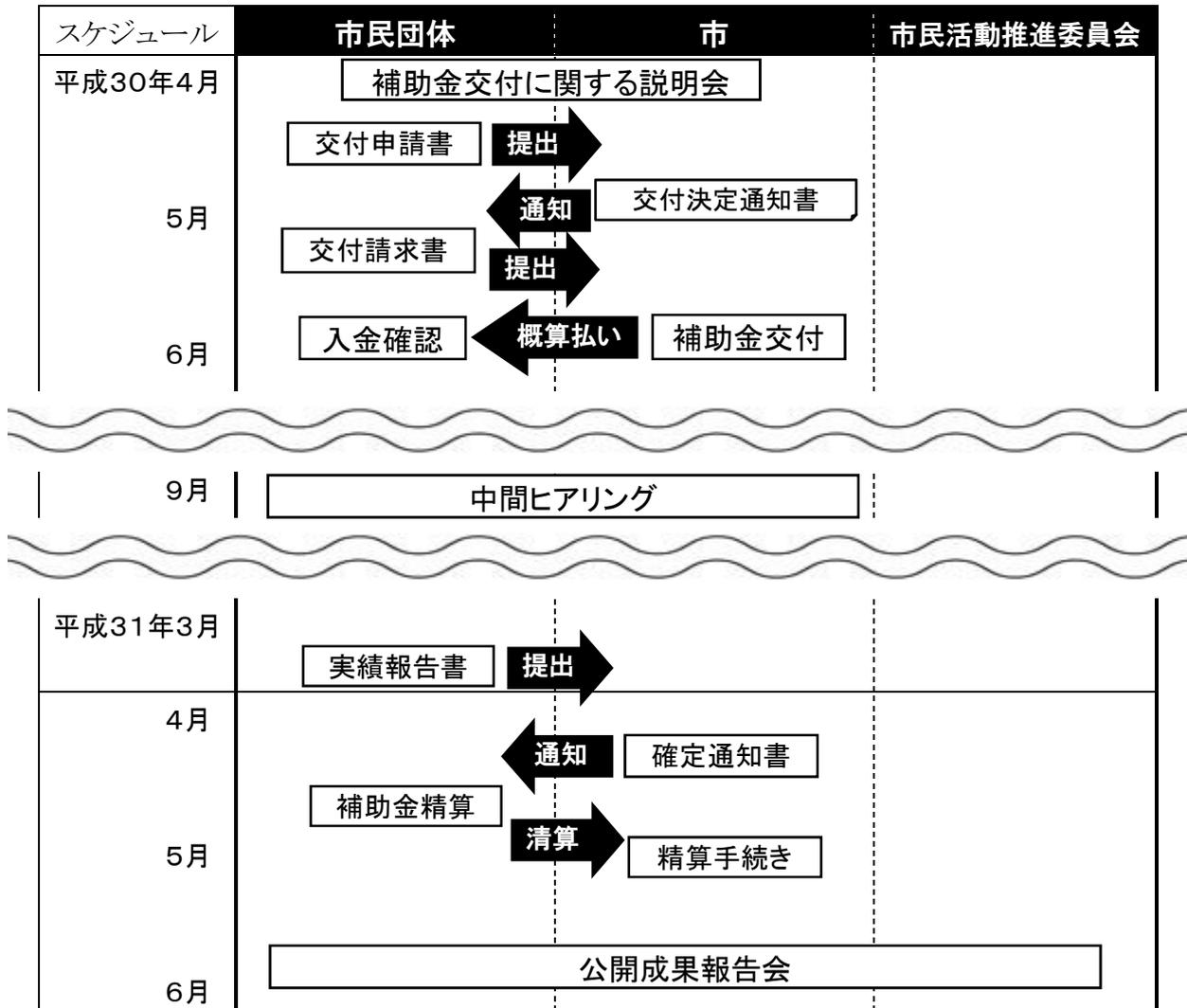
(2)補助金申請及び採択の実績

	平成28年度分(※1)		平成29年度分	
	申請数	採択数	申請数	採択数
活動促進型(前:活動立上型)	3団体	2団体	6団体	5団体
活動発展型(前:活動支援型)	5団体	4団体	2団体	2団体

※1 活動支援型は、平成25年度に補助金審査委員会にて審査を実施(3年補助)

<参考>

平成30年度のスケジュール(案)



補助金検証シート

1 補助金の概要

補助金名称	市民団体活動支援補助金					
補助対象の分類	<input checked="" type="radio"/> 不特定の個人・団体 <input type="radio"/> 特定の個人・団体（補助対象を入力してください）					
補助対象					平成28年度 交付者(団体)数	5件
補助対象の要件	<p>1. 活動発展型補助金 応募時において、次に掲げる要件を満たす市民団体で、過去に補助金を受けたことがない公益活動を行うもの。</p> <p>(1) 市民団体の設立から応募の日までに1年以上継続して公益活動を行っていること。 (2) 定款、規約、会則等により、自主的かつ自立的な運営を行っていること。 (3) 5人以上で構成され、その2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。 (4) 活動拠点が市内にあり、かつ、主に市内において公益活動を行っていること。 (5) 年間の活動計画を有し、事業に係る収支が明らかであること。 (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育することを目的としないこと。 (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。 (8) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。 (9) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体ではないこと。</p> <p>2. 活動促進型補助金 前項第4号から第9号までに定めるもののほか、応募時において、次に掲げる要件を満たす市民団体で、過去に補助金を受けたことがない公益活動を行うもの。</p> <p>(1) 公益活動を行っている又はこれから公益活動の実施が見込まれること。 (2) 自主的かつ自立的な運営が行えること。 (3) 5人以上で構成されること。 (4) 活動拠点が市内にあり、かつ、主に市内において公益活動が行えること。</p>					
補助事業の内容・目的	市民団体の公益活動を支援し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民団体の公益活動に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。 ※市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指す。					
補助対象経費	<p>補助対象事業等に要する経費であって、別表第1に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 総会に要する経費 (2) 構成員の親睦に要する経費 (3) 構成員に対する人件費及び謝礼等に要する経費 (4) 市、国、地方自治体又はこれに準ずる団体が交付する他の補助金の対象事業に要する経費 (5) 不動産及び不動産の維持管理に要する経費 (6) その他市長が適当でないと認める経費</p> <p>別表1 報償費・・・・・・・・・・外部講師、指導者等への謝礼金等 旅費・・・・・・・・・・外部講師、指導者、会議等に係る交通費 消耗品費及び原材料費・・・事務用品、材料費、食材費（1点1万円未満のもの） 食糧費・・・・・・・・・・外部講師、指導者等の昼食代及びイベント等に必要茶菓代 印刷製本費・・・・・・・・・・ポスター、チラシ、会議資料等に係る印刷、コピー代等 通信運搬費・・・・・・・・・・資料等の郵送料、備品等の運搬費 保険料・・・・・・・・・・市民活動保険の対象とならない講師、参加者等への保険 使用料・賃借料・・・・・・・・会議室・施設等の会場使用料、機器・機材・車両等の借上料、有料道路・駐車場の使用料 燃料費・・・・・・・・・・機材・車両等の燃料費 委託料・・・・・・・・・・団体だけでは対応できない専門的な知識・技術等を要する業務の会場設営費、警備費等の委託料 備品購入費・・・・・・・・・・必要不可欠と認められる機材等の購入費（1点1万円以上のもの） （補助申請額の80%以内の金額）</p>					
担当部課名	部名	課名	補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	なし
	市民経済部	市民活動支援課				
総合計画 施策体系	<input type="radio"/> 重点戦略	分野	E 地域・安心			
	<input checked="" type="radio"/> 重点戦略以外	小分野	1 地域のまちづくり			
	<input type="radio"/> 位置付けなし					

予算事業名	市民団体活動支援補助事業				
根拠規定	白井市市民団体活動支援補助金交付要綱、白井市補助金等交付規則				
平成28年度 補助実績(円)	総額	1 補助対象当たり補助額	補助対象ごとに補助額が異なる場合		
	904,000円	活動支援型補助金 30万円 活動立上型補助金 5万円・10万円	平均的な額 180,800円	最も低い額 60,000円	最も高い額 300,000円
補助額の算定方法	○ 全額	算定方法			補助対象経費に占める 補助金の割合(%)
	○ 定額	補助金の補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			
	● 一定割合	別表2			活動発展型補助金 対象経費の80%
	○ その他	活動発展型補助金 対象経費の80% (補助率) 25万円 (限度額) 活動促進型補助金 対象経費の90% (補助率) 7万円 (限度額)			活動促進型補助金 対象経費の90%
財源内訳(%)	市	国	県	団体の管理的 経費への補助	● 無 ○ 有
	100%	0%	0%		
他団体への再補助	● 無 ○ 有 →	有の場合は交付先名			

2 補助金の適正化の基本的視点に基づく検証

基本的視点		説明
1	【公益性】 ・不特定多数の者に直接的又は間接的に利益を及ぼすものか。 ・採算性等により民間では実施されない事業か。	● 高い ○ やや高い ○ やや低い 市民団体の公益活動を支援し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していることから、公益性は高い。
2	【公平性】 ・対象が特定の個人や組織に限定されないよう補助金交付の機会の均等が保たれているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	● 高い ○ やや高い ○ やや低い 補助金の交付を受けようとする市民団体の募集は、公募の方法により行っており、補助金交付の機会の均等が保たれていることから、公平性は高い。
3	【有効性】 ・補助金額に見合うだけの費用対効果があるか。 ・業務委託や市が直接執行するよりも補助金支出の方が適切であるか。	● 高い ○ やや高い ○ やや低い 市民団体の公益活動を支援し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していることから、有効性は高い。

3 補助金の交付基準に基づく検証

基本的視点		理由と今後の対応（「いいえ」の場合のみ記入）
1	補助対象の要件は明確であり、補助対象は偏っていない	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ →
2	人件費など補助事業と直接関係しない経費や視察費など補助事業に直接関係しない経費を補助対象経費としていない	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input type="radio"/> 対象外
3	団体の管理的経費に対する補助をしていない	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input type="radio"/> 対象外
4	補助額の算定基準が明確である	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ →
5	補助額は、補助対象経費の2分の1以内である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ → 多くの市民活動団体は、自主財源だけでは事業の継続が困難であり、また新たな団体を育てるなど当該補助金を活用し自立を支援する必要があるため。（発展型：対象経費の80%、促進型：対象経費の90%）
6	国・県の補助制度の場合、上乘せ補助はしていない	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input checked="" type="radio"/> 対象外
7	業務委託や市が実施すべき事業ではなく、補助による事業の実施が適している	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input type="radio"/> 対象外
8	補助団体から別の団体へ再補助していない	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input type="radio"/> 対象外
9	団体の事務局は、団体自らが行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ → <input type="radio"/> 対象外

4 今後の方向性

		見直し内容
	<input type="radio"/> 現行どおり継続 <input checked="" type="radio"/> 見直して継続 → <input type="radio"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 補助対象 <input type="checkbox"/> 補助対象経費 <input checked="" type="checkbox"/> 補助額(率) <input type="checkbox"/> 業務委託等へ転換 <input checked="" type="checkbox"/> その他
1	説明 【発展型】市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指しているが、補助対象事業は、単年度で行うより、複数年度継続して行うことでより効果的な場合があるため、補助回数を見直す。 また、段階的に補助率を下げっていくことにより、団体の自立を促進するため、補助率を見直す。 【促進型】市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指していることから、現行どおり継続する。	

5 行政経営戦略会議の検証

行政経営戦略会議の指摘事項	指摘事項に対する対応